

平成25年6月

篠栗町議会第2回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月6日(木)～14日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	6	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	6	7	金	考 案 日		
第3日	6	8	土	休 会		閉 庁
第4日	6	9	日	休 会		閉 庁
第5日	6	10	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	11	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	12	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	13	木	予 備 日		
第9日	6	14	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年6月6日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
24	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕	予算審査 特別委員会
25	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
26	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて〕	文教厚生 常任委員会
27	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
28	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) 〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につ いて〕	予算審査 特別委員会
29	篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	文教厚生 常任委員会
30	篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	文教厚生 常任委員会
31	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
32	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算審査 特別委員会
33	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ いて	予算審査 特別委員会
34	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて	予算審査 特別委員会
35	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)について	予算審査 特別委員会
36	平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算審査 特別委員会

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年6月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	2 番	飯田 浩二	議 員
2.	11番	後藤 百合子	議 員
3.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
4.	8 番	松田 國守	議 員
5.	5 番	大楠 英志	議 員
6.	4 番	横山 久義	議 員
7.	12番	荒牧 泰範	議 員

平成25年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年6月14日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕
- 第2, 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第4, 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第5, 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)
〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕
- 第6, 議案第29号 篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第7, 議案第30号 篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第31号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について
- 第9, 議案第32号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第33号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第34号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第35号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第36号 平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成25年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月6日(開会)

平成25年 第2回 定例会 会議録

日時 平成25年6月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	郡嶋 正弘	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	村嶋 茂則	会 計 課 長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	城戸 安行	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	主 事	高濱 守央
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で、会議は成立いたします。

ただいまから、平成25年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

なお、会場が少し暑うございますので、上着はとられて結構ですので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において12番、荒牧泰範議員、1番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から6月14日までの9日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第24号から議案第36号までの計13議案でございます。

議案第24号から議案第36号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

昨日は二十四節気の「芒種」、暦の上では「雑穀の種まきをする時期」の始まりでございます。町内の水田でも、植えられた稲が小さいながらも力強く風にたなび

いております。こうした毎年の季節の変わり目に見ることのできる自然とともに育んできた日本らしい農村風景の秩序高さに、改めて感嘆の情を禁じ得ないのは私だけではないと思っております。

さて、議案の説明に入ります前に、3月定例会以降の諸情勢を報告いたします。

もう一度、第1回定例会の施政方針で私が申し上げました、ここ数年の私の自治への思いを繰り返します。

「自分たちの町のまちづくりは自分たちの手でという自治意識の行動とその結果の積み重ね」、それと「行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う実践の積み重ね」、そして「その結果としての未来に続く持続可能なまちづくり」に取り組もうとしておることでもあります。

そして、町は、すなわち我々行政は、サステイナブルなまちづくりを可能にする、力強い経済力を持った強い篠栗町づくりに取り組むことこそ大変重要なことであると考えているわけでございます。そうした思いから、次期中期計画といえる総合計画「ささぐりみんなの道標」を作成し、平成25年度からの5年間で実現に向けて取り組みを始めたところでございます。

強い篠栗をつくり上げるために、平成25年度から「都市計画マスタープランの修正」、「篠栗駅東側自由通路の整備」、「観光協会の強化」、「農業の6次産業化を見据えた新施策」等々、近い将来、必ずや篠栗町経済の底上げを可能にする取り組みをスタートしたところでございます。そうした中で、例年行っておりました「行政区説明会」を今年度は趣向を変えまして、5月20日にクリエイト大ホールで「まちづくり住民説明会」として行いました。

第5次総合計画「ささぐりみんなの道標」の説明を副町長から、そのうち教育関係部門を教育長から行い、その後、私から、「町長が取り組むべき課題」、「各課のことしのテーマ」等をお話しいたしました。新しい試みでございましたが、初めて参加いただいた町民の皆様も多く、終了後に書いていただいたアンケートには、おおむねわかりやすかったとの回答をいただきました。

ただ、各区に足を運んで説明してきた従来のスタイルと変えたことで、残念ながら聞くことのできなかつた住民の皆さんもいらっしゃることから、今後は区長会と相談しながら、御要望があれば、区に出向いて説明する機会を持つと考えております。

改めて、昭和51年につくられました町民憲章の言葉の一つ一つをかみしめ、憲章にうたう「豊かな文化を創る」、「住みよい」、「楽しいまち」をつくってまい

りたいと考えております。

去る5月31日には、熊本市で、九州・沖縄地区町村長156人のうち124人が集まり、藤原長野県川上村長、全国町村会長でもありますが、藤原村長にお越しいただき、「道州制研修会」を行いました。

東京大学名誉教授の大森 彌先生をお迎えし、「道州制の何が問題か」をテーマに御講演をいただきました。先生は、「道州制の何が問題か、全てが問題、以上終わってもいいというぐらいだった」との強い口調で、道州制の問題点を始終指摘されました。

全国町村会では、平成24年11月21日開催の全国町村長大会で、「道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることとなれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながる」との立場で、道州制導入に反対していく旨の特別決議を行いました。

そうした中、現政権誕生後、国は平成24年9月に、自由民主党道州制推進本部がまとめた道州制基本案を今国会に提出しようとする動きがにわかに活発化し、我々全国町村会も再度、町村の立場を明確にするため、各地で勉強会が開催されようとしているものであります。

こうした経緯を踏まえて、九州地区町村長研修会では、「安倍政権が今国会に『道州制推進基本法案』を提出しようとしており、道州制の必要性も内容もうやむやのままその大枠を確立しようとしている」ことに危機感を持って、九州地区町村会として新たに全国町村会の決議を尊重する形で、九州地区町村長一同の名のもとに、「『道州制』に関する決議」を全員一致で採択いたしました。

「道州制」が、国のあり方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の大合併の検証や国民的論議のないまま、また住民に最も身近な町村の行政を預かる者として、「道州制」の実態も見えないまま「道州制」が導入されかねないことを強く懸念する。よって、我々九州地区町村長は、「道州制」の導入に反対していくというものであります。

今国会において「道州制推進基本法」が提出されることは微妙な状況になってきたようでございますが、最短では5年後には実現に向けて動き始める可能性を残しております。市町村を20万人から30万人規模の基礎自治体に移し、自治機能を完結させることによる効率化を図る趣旨の道州制の導入に対しては、町村会としては一貫して反対の立場をとってまいろうと考えておりますが、この問題は、我が町

の将来を左右する大変重要なテーマでありますので、今後、町議会議員の皆様、町職員や町民の皆様も巻き込んで、町全体として考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、篠栗町土木組合から、「風水災害の際の緊急対策工事等に関する協定書」締結の申し出がっておりますことを報告いたします。

平成21年災害の際も同様でしたが、従来から篠栗町土木組合を中心とした町内土木業者各社については、緊急時にそれぞれの災害箇所の緊急対策工事について特段の配慮をいただき、優先的に工事をお願いしておるところでございます。

今般、こうした風水災害の緊急工事を迅速かつ適切に実施するとともに、篠栗町の地域防災に資する自主活動を推進すること、すなわち危険箇所の事前点検等を推進することを目的とするもので、一步前進する取り組みであることから、町といたしましても、協定書の締結に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

道州制問題に象徴されますように、人口減少社会を前に、私たちは時代の転換点に立っております。そうした今だからこそ冷静に判断し、落ちついて行動に移すことが必要であると考えます。

以前にも御紹介をいたしました、神野直彦先生の、「日本では『改革』といえどスピードが必要だ」という意識が刷り込まれている。歴史の曲がり角に必要なのはスピードではない。冷静に判断し、落ちついてハンドルを切ることだ。スピードを上げ過ぎれば曲がり角では転倒してしまう」ということを心にとどめて、しっかりと行政運営を行ってまいりたいと考えますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、第1回定例会以降の諸情勢報告を終わります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第24号から議案第36号までの13議案であります。

議案第24号から議案第28号までの5議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第24号は、平成24年度一般会計補正予算（第8号）について、津波黒地区水路改修事業及び福岡地区水道企業団に対する出資事業が年度内に完了することが困難となったことに伴い、翌年度に繰り越す必要性が生じたため、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成24年度津波黒地区水路改修事業に係る繰越明許費を1,940万円追加し、福岡地区水道企業団に対する出資事業に係る繰越明許費を6万7,000円増額し、472万9,000円に変更したものであります。

議案第25号は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）等が平成25年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、

- ふるさと寄附金に係る寄附金税額公助の見直し
- 固定資産税等の課税標準の特例措置の廃止及び拡充
- 延滞金等の利率の見直し
- 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充
- 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例を定めたものであります。

議案第26号は、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、国保から後期高齢者医療制度へ移行することにより単身世帯となる世帯について、5年間世帯平等割が2分の1軽減されている措置について、その軽減割合を4分の1に減らし、軽減期間を3年間延長するものであります。

議案第27号は、緊急の事態が生じた際の柔軟な消防団組織運営を可能にするため、篠栗町消防団条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、消防団員の定員総数260人の範囲内で、町長は、特に必要と認めるときは、副団長、分団長、班長及び団員の定員数を変更できるようにしたものであります。

この条例の一部改正の専決処分は、皆様、御承知のように、4月1日に幹部隊員が突然の病気により、長期間消防団の運営から離脱することを余儀なくされたための緊急措置であります。もとより、条例に基づいて行政運営に当たる立場でもある町といたしましては、一時的にせよ、条例違反の状況となることは本意ではなく、「特に必要と認めるとき」として条例改正の専決処分を行ったものであります。

議案第28号は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成24年度の当該会計決算において、負担金や諸支出金の増加に伴う

歳出超過のため、平成25年度から繰上充用を行う必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成24年度の同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成25年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金8,000万円を追加したものであります。

議案第29号は、「篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日から施行されることに伴い、新型インフルエンザ等対策に関する体制を整えるため、「篠栗町新型インフルエンザ等対策本部」の組織、会議等について必要な事項を定めるものであります。

議案第30号は、「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、昨今の葬儀環境の変化による通夜や告別式を行わず、火葬のみを行う「直葬」の増加に対応するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、篠栗町葬祭場4階の展望場を遺体安置室として利用できるようにし、その利用料を定めるものであります。

議案第31号は、「糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合同規約の変更について」であります。

本議案は、当該組合の議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴い、同組合同規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

引き続きまして、予算関係の説明をいたします。

議案第32号は、「平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,514万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億3,331万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、

- 普通交付税750万8,000円
- 介護基盤緊急整備補助金163万8,000円
- 公共施設等整備基金繰入金4,600万円

を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、

○民生費

介護基盤緊急整備補助金 1 6 3 万 8 , 0 0 0 円

○土木費

中町津波黒線工事費等 5 , 3 7 0 万円及び人事異動に伴う人件費 1 , 1 3 3 万 3 , 0 0 0 円を増額補正し、他会計繰出金 1 , 1 9 8 万 7 , 0 0 0 円を減額補正するものであります。

議案第 3 3 号から議案第 3 6 号までの 4 議案は、人事異動等による人件費の補正であります。

議案第 3 3 号は、「平成 2 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

補正総額は 6 6 5 万 9 , 0 0 0 円の減額補正であります。

議案第 3 4 号は、「平成 2 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

補正総額は、5 3 2 万 8 , 0 0 0 円の減額補正であります。

議案第 3 5 号は、「平成 2 5 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

補正総額は、3 1 万 1 , 0 0 0 円の減額補正であります。

議案第 3 6 号は、「平成 2 5 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」であります。

補正総額は、6 5 8 万 1 , 0 0 0 円の減額補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第 4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 2 4 号から議案第 3 6 号までの 1 3 議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第 2 5 号から議案第 2 7 号までと議案第 2 9 号から議案第 3 1 号の計

6 議案につきましては、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第24号と議案第28号の専決予算及び議案第32号から議案第36号までの補正予算の計7議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に8番、松田國守議員、副委員長に11番、後藤百合子議員を指名いたします。

最後に、報告5件については、12日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前10時18分

平成25年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月10日(一般質問)

平成25年 第2回 定例会 会議録

日時 平成25年6月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	郡嶋 正弘	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	村嶋 茂則	会 計 課 長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	城戸 安行	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	主 事	高濱 守央
-----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で会議は成立いたします。

傍聴に来庁された皆様方には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は7名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田でございます。

町道における危険箇所の安全対策について質問いたします。

新学期が始まり、1年生も入学して、はや2カ月がたちました。子どもたちも、保護者、みまもり隊の皆様に見守られて、元気に登校しております。

先月21日には、篠栗小学校において、1年生の交通安全教室と見守り隊との交流会が行われました。1年生も、先生方のお話にしっかりと耳を傾けておりましたので、今後もきちんと交通ルールを守りながら登校してくれるでしょう。

平成24年4月に京都府亀岡市で、登下校中の児童の列に自動車が突入する事故が発生したことを初め、その後も児童が巻き込まれて死傷するという事故が相次いで発生しました。このことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検が実施されました。篠栗町も、警察署、国道事務所、県土整備事務所、現在の都市整備課、学校教育課、各小学校と合同で通学路の危険箇所の点検が実施され、その結果として、18の対策箇所と対策内容がホームページに公表されています。もう既に、カラー舗装や歩行者専用信号機の設置等の対策がなさ

れているようですが、数カ所は検討中となっています。現在はどのような状況でしょうか。

篠栗校区で見えますと、小学校の通学路ではなく、18の対策箇所には入っていない篠栗中学校前の通り、交番裏の交差点では、裏山からおりてくる道路、中町焼却場線が整備され、広がったことが原因かどうかはわかりませんが、数十件の接触事故が発生しており、ひどいときは車がガードレールに乗り上げるといった事故も起きています。先月の中学校体育会の際にも車2台の衝突事故が発生しました。このような事故は、児童だけでなく児童の安全を見守っていただいている保護者にも危険が及ぶ可能性があります。また、大勢門から役場への道路、下町若杉線の一部も通学路にはなっていませんが、いつ事故が発生してもおかしくない状況です。

福岡市博多区の板付小学校区では、生活道路の交通事故を防ぐため、特定区域の最高速度を時速30キロに制限する「ゾーン30」が県内で初めて導入され1年がたちました。同地区では、導入前の11年4月4日から12年4月3日の1年間で19件の交通事故が発生し、うち1件は死亡事故でした。しかし、導入後の12年4月4日から13年4月3日までに発生した事故は9件と半減し、死亡事故はゼロになり、効果はてきめんだと言われております。

篠栗町も、板付小学校区に習い、一部通学路から外れている道路でも、児童生徒が登下校する町道の危険箇所に「ゾーン30」の導入を検討されてはいかがでしょうか。

町長のお考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの質問に答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、飯田議員の町道の危険箇所における安全対策はという御質問に答弁いたします。

町道の危険箇所における安全対策につきましては、議員からもお話がございましたように、篠栗町も、粕屋警察署、国道事務所、県土整備事務所、町の都市整備課、学校教育課、あるいは各小学校と合同で危険箇所の点検を実施しているところでございます。その結果として、18の対策箇所のうち、篠栗町が事業主体の箇所は10カ所となりまして、その10カ所のうち9カ所は既に対策を完了しているところでございます。

主な対策内容は、交差点部のカラー舗装3カ所、外側線設置による視線誘導3カ所、歩行者専用信号設置1カ所、みまもり隊への協力や通学路の見直しでの対応

2カ所でございます。残りの未対策1カ所は極めて狭い道幅が続く道路であるため、安全対策の方法や規制方法を粕屋警察署、学校、学校教育課と検討しているところでございます。

最後にお話の「ゾーン30」については、現在、粕屋警察署から、尾仲地区と和田地区の二つの「ゾーン30」の模範エリアを提供していただいております。「ゾーン30」の施行方法や施行スケジュールなどの打ち合わせを行っているところでございます。この模範エリアでのゾーン30が危険箇所の安全対策に大きく貢献する結果となれば、御指摘いただいた2カ所も含め、施行範囲を拡大する考えでおります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） ゾーン30についてですが、粕屋警察署から尾仲地区と和田地区に模範エリアを提供していただいて、打ち合わせを行っているということですが、この模範エリアのゾーン30が危険箇所の安全対策に貢献する結果でなければ次に進めないというように感じましたけど、先ほど例に挙げました2カ所が中町焼却場線と下町若杉線の道路ですけど、そこがゾーン30の対象になるにはまだまだ時間がかかりそうにとれるんですけど、その時間がかかるまでには、今までも中町焼却場線と下町若杉線も、自分自身が週に1度見ていますけど、とても危険に感じるんですけど、時間がかかるまでの何か別の安全対策についてあれば、お聞かせ願いたいんです。

○議長（今泉正敏君） 先ほどの町長の答弁と危険箇所は違うんですか。

○2番（飯田浩二君） 違うんです。

○議長（今泉正敏君） 場所が違うんですかね、エリアが。警察署が提案してある今のエリアと場所が違うんですかね、今、議員が言った。違うんですか。

町長。

○町長（三浦 正君） 粕屋署との協議地区は尾仲地区と和田地区の二つのゾーンでございますが、答弁では、模範エリアでの効果が出てからというようなふうにお聞き取りになったかもわかりませんが、今、お話の二つの箇所も含めて、このゾーン30について積極的に協議してまいりたいと思っております。後回しにするということではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田議員。

○2番（飯田浩二君） これからも通学路における児童の安全確保のためにも、定期的な合同点検及び対策会議などが必要と思われますので、それはぜひしてもらいた

と思います。要望にさせていただきます。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位 2 番、後藤百合子議員。

○ 1 1 番（後藤百合子君） 議席番号 1 1 番、後藤でございます。早速、質問に入らせていただきます。

リース方式による L E D 照明の導入について。

さきの東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならぬテーマとなっています。

電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設への L E D 照明の導入は積極的に推進すべき課題と思います。また、このことは、電気料金値上げによる財政負担の軽減にもつながります。しかし、L E D 照明へ切りかえるとなると、照明器具は高価なため予算確保に時間がかかり、また多額な初期設備費用もかかります。混迷する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした問題を打開する手法としてリース方式があります。

いろんな施設の L E D 照明設置にリース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることになく、設備工事にかかる多額な費用や設置後の電球の取りかえなどの保守点検等の管理も含めて、電気料金の節減相当分で賄うことができるというリース方式導入を次に掲げる施設に活用されてはいかがか、お尋ねします。

一つは、まだ L E D 化になっていない庁舎、公共施設、二つ目に、各公民館、これは各行政区が個々の発注するより、町が一括してその業務を代行して行うことができないかお尋ねします。三つ目は、街路灯もしくは防犯灯等々です。町長のお考えをお聞きします。

次に、子ども子育て会議の設置について。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども子育て 3 法です。3 法の趣旨は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは、認定こども園制度の拡充、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付及び小規模保育等地域型保育給付の創設、それに地域の子ども・子育て支援の充実の三つです。

この新制度は、本格的に動き出すのは早ければ平成 2 7 年度ですが、消費税率 8 % 引き上げに当たる平成 2 6 年度から本格施行までの 1 年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業を行うこととなっています。

当町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑に、速やかに新制度を導入できるよう準備をしていくべきと考えます。

そこで質問いたします。

市町村において、地方版子ども・子育て会議設置が努力義務と課せられております。当町においても、子育て家庭のニーズをより一層反映できるよう、子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と考えます。もう既に、子ども・子育て会議の設置を計画しておられることと思いますが、いつごろ創設されるかお尋ねします。

これまで町長は、国の推進する子育て支援「先取り」プロジェクトに手を挙げられ、強いリーダーシップのもと保育料の軽減を図られ、さらに学童保育待機児童の解消や保育時間延長に取り組まれたことなど、保護者のニーズに応えられてこられました。近隣町では、まだ行っていない事業に、保護者や関係者の方々は大変喜んでいただいております。今後、子ども・子育て会議において、いろいろな内容が検討されていくことと思いますが、町長は今後どのような施策を考えてあるか、お尋ねいたします。

次に、認知症サポーターキャラバンの推進について。

厚労省のホームページに、認知症サポーターとは「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」です。特に、認知症サポーターには何かを特別にやってもらうものではありません。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。その上で、自分のできる範囲で活用できればいいのです。例えば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努める、隣人あるいは商店、交通機関等、町で働く人として、できる範囲で手助けをするなど、活動内容は人それぞれですと、このようになっております。

当町も既にこの制度を実施されています。高齢化の進展においてこのような制度が拡大され、拡充されていく地域は、温かく、きっと住みやすい町になることと確信します。

そこで少しお尋ねします。

一つ目は、全国で認知症サポーターは、平成25年3月31日時点で412万6,551人いますが、当町の会員数は何人ぐらいですか。目標は何人ぐらいですか。

三つ目は、サポーター養成講座はこれまで何回開催されましたか。

四つ目、サポーターになるには何時間の研修が必要ですか。

五つ目、町の広報にキャラバンメイトが出前講座に伺いますと書いてありますが、小中児童または職域、民生委員とか老人会のような団体では出前講座は可能ですが、そうでない町民お1人お1人ではサポーターになれないのでしょうか。研修室の小さな会場ででも呼びかけていただければ、講座に参加したいと思っている個人の方もおられると思います。組織を構成しないといけませんか、お尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の三つの御質問に、順次、答弁をさせていただきます。

まず、「リース方式によるLED照明の導入について」でございます。

議員がおっしゃいましたように、省エネ対策、また地球温暖化対策として、公共施設へのLED照明の導入は積極的に実施すべきと私も考えております。しかしながら、初期設備に多額の費用がかかることや費用対効果を考えますと、一度に全施設にLED照明を導入することは難しい状況でございます。

それでは、今、お話がありました1から3の施設で「LED照明の導入」につきまして、現状のところを報告いたしますが、「LED化されていない庁舎、公共施設について」でございます。

当該施設にリース方式を採用すれば、今後、電気料金の削減はできますが、リース期間にもよりますが、何年もの間、リース代が発生し、財政上の削減効果は生まれにくい状況でございます。多くの施設において職員で管理運営しております本町におきましては、かえって財政上の負担が増すことも予想され、リース方式の採用はなかなか難しいかと考えております。

とはいいましても、公共施設へのLED照明の導入は、削減効果が高い施設から漸次進めているところでございます。本年度は、立体駐車場と勢門小学校の体育館を予定しております。また、財源といたしましても、リース方式では対象とされない普通交付税措置される環境型社会形成事業債を活用し、財政負担を極力抑えているところでございます。

次に、「各区でお持ちの自治公民館について」でございますが、自治公民館の維持補修につきましては、各行政区で対応していただいております。町といたしましては、30万円以上1,000万円以下の工事を対象に、費用の70%を補助しているところでございます。これはあくまでも維持補修工事を対象としているもので、リー

ス契約を対象としたものでございません。

なお、今般、エネルギー問題の対策として考えられております「LED照明の導入」やソーラーパネルの設置による太陽光発電等の工事につきましては、自治公民館の機能の維持補修には該当しないものと現状判断しているところでございます。公民館整備補助金の対象外と今のところしておりますので、各行政区での対応をお願いしているところでございます。

最後に、街路灯や防犯灯についてでございますが、街路灯や防犯灯のLED照明は、機器費用が従来の水銀灯に比べ高価なものと現状はなっております。また、既に取り付け運用されてある近隣市町においては、機器の故障などにより、予想した成果が生まれていないなど、不安材料も現状にございます。まずは試験的な設置運用により、実情を把握してまいりたいと考えております。

街路灯や防犯灯は、町内広範囲にわたるものでございます。その設置につきましては、設置費用のみならず耐久性や補修費用等の設置後の財政負担も十分考慮し、「リース方式」も研究の対象としてまいりたいと考えております。

2番目の子ども子育て会議の設置についてでございます。

平成24年8月、国会において子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する三つの法律、いわゆる「子ども子育て関連3法」が成立いたしました。国では、同関連3法に基づく制度づくりのため、内閣府に「子ども・子育て会議」を設置し、さまざまな子育て支援策について検討されているところでございます。市町村におきましても、平成25年度中の「地方版子ども会議」の設置並びに保育ニーズ等を的確にとらえた「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定することが求められているところでございます。

議員お尋ねの「篠栗町版子ども会議」については、今年度10月をめどに設置する準備を進めているところでございます。あわせて、子育て家庭を対象とした「子育てに関するニーズ調査」を実施していきながら「子ども会議」にお諮りし、じっくり検討を重ねて、篠栗町版「子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定としております。

続きましては、今後の子育て支援策についてですが、議員の御質問のとおり、平成24年度から「待機児童解消先取りプロジェクト」に参加いたしまして、本町の地方裁量型認定こども園2園に入所する母子父子家庭、兄弟児同時入所の御家庭の保育料軽減を図っているところでございます。

また、本年度からは、学童保育についても、同認定こども園2園に入所する児童

の保育料を町水準とし、子育て家庭の方々には、認可保育所や町立児童館とは別の新しい選択肢として提供することといたしました。

「子ども・子育て関連3法」では、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みの構築に向け、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものとされております。

現在、国において検討されている具体的メニューについては、就学前児童の保育需要を満たすための施設が中心となっております。本町におきましても、就学前児童のための施策は、国から具体的に示されるメニューを見ながら、必要なものについては積極的に取り組むつもりでございます。同時に、就学前から小中学校就学以降の児童を含めた継続的な施策を講じるための体制づくりにも検討してまいりたいと考えております。

3番目の認知症サポーターキャラバンの推進についてでございます。

認知症サポーター養成講座につきましては、現在、篠栗町社会福祉協議会が事業を行っております。

平成25年4月1日現在でサポーター会員は55名でございます。サポーター人数の目標は、現状は示しておりません。

また、養成講座は、これまでに平成23年12月、平成24年9月及び12月の3回開催いたしております。1回の養成講座の時間は1時間から1時間半程度となっております。

出前講座につきましては、決まった団体でなくても開催することは可能でございますが、参加人数がおおむね10人以上であることを現状お願いしているところでございます。

また、認知症に対する正しい知識と具体的対処法等を住民に伝える講師役であるキャラバンメイトは全員勤めておりますので、事前の予約と御希望の日時に添えない可能性があることがあります。

篠栗町では、「ささぐりみんなの道標」、いわゆる第5次総合計画の中で、現在16人のキャラバンメイトの人数を平成29年度までに50人にする目標を定めております。

今後の高齢化社会に伴い、認知症高齢者の増加が予想されておまして、6月1日の厚生労働省研究班の調査では、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍との報告が出ております。認知症の方々やその家庭を支援するためには、地域の皆

様の認知症に対する正しい理解や手助けが非常に重要なことから、一人でも多くの方々に認知症サポーター養成講座を受けていただきたいと考えております。

また、65歳以上の方が、地域貢献や社会活動に参加することで、高齢者同士が互いに元気になることを目的とした介護支援ボランティア事業も継続して行っております。こうした事業を推進することで、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 最初の質問で、LED化ということを質問したんですけど、リース方式ですね。町長のお考え、大変いいと思います。ただちょっと気になるのが、職員の方がいろいろLEDに関して少々の整備というか保守点検はされるということで、それはそれで職員の方が動かれるのはいいと思うんですけど、職員の方の仕事に影響しないかというのはちょっとあれなんですけど、結局、それに対する時間と、あと業務委託ということ考えた場合に、費用対効果ってどうだろうか。職員の方が動いて、LEDの設置後の保守点検とか、そういうことを職員がなされるということはいいことだけれども、それに対して費用対効果というのはどうだろうか。業務をさしておいて、そこのところは問題が残ると思います。

あと太陽光発電、水銀灯なんかはどうだろうかという話ですから、それはそれで進めていただきたいと思います。

それから、認知症サポーターキャラバンの推進については、今、介護ボランティア制度、こういう制度があります。それはほとんど施設の中でのサポートのボランティアです。この認知症のサポーターが、街角やどこでも活動ができるというのは、本当に素晴らしいお仕事だと考えています。これはブレスレットとかして、認知症サポーターですよという印があるんですけども、そういった人がいろんな出会いの中で自然と寄り添って支えてくだされば、高齢者にとって本当に心強い、そういう活動だと思っていますので、いろいろと個人であっても人数は少ないかもしれないけど、小さな施設でも呼びかけていただきたいと思います。希望して、終わります。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） すみません、終わりますと言われたのに答弁して申しわけないんですけど。

職員が対応しておるといいますのは、現状、例えば、白熱球であるとか蛍光灯とか切れたときの取りかえ等に職員が対応しておるわけですが、庁舎内とか

は簡単にできるんですが、例えば、駅の前の手洗いであるとか、結構、頻繁に、あれは中身が白熱球だったりするものですから、頻繁に職員が行っております。そういう意味では、後藤議員がおっしゃるように、逆に、職員の仕事の時間を制限しているんじゃないかというような御指摘もあろうかと思えます。そういう面で、LED化できるところはできるだけやっていくことによって、基本的には、10年ほったらかしていいというのがLEDの効果が一番あるところでございますから、そこはできるだけ予算化して、リースという形じゃなくて、早目にLED化していきたいというふうに思っております。

リースで保守管理までということにつきましては、各自治体のいろんな動きも見えていきながら、どちらがコストがかからないのかということをしっかり検討していく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問が終わりました。

町長、確認させてください。

最後のサポーターキャラバンの4番目のサポーターになるには何時間の研修が必要ですかという質問に対しての答弁が、1回に1、2時間とかいうような説明だったんですが、サポーターになるには何時間の研修が必要かという問いなんですが、それに答えが入っていましたか。

○町長（三浦 正君） それでは、健康課長から説明をいたします。

○健康課長（黒瀬英三君） 1回でございます。1回当たり1時間研修で、1回の講座になっております。

○議長（今泉正敏君） だから、質問に対する答えは、1時間でいいということですか。1時間でその研修が終わるということですか。

○健康課長（黒瀬英三君） はい。

○議長（今泉正敏君） そのような答弁をしてください。

それでは、次に参ります。

質問順位3番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

本日は、過去にいたしました防災関連の質問の経過と町道上町水車橋線、旧篠栗街道、通称：旧道と呼ばれておる道路の整備計画について質問をいたします。

まず、防災関連の質問の経過についてですが、過去に質問を2回ほどさせていただいております。内容は次のとおりでございます。

住民参加が容易な形での防災訓練の実施、防災マップの更新・配布、被災者支援システムの導入、災害時の関係各課の連携体制の構築、自主防災組織結成の促進、以上について、いずれも前向きなお答えをいただいたと記憶をしております。現在の進捗状況をお聞かせください。

また、そのうち幾つかは、地域防災計画の見直しも視野に入れてというお答えもありましたので、その見直しの方向性、また、どのようなことに主眼を置いて行っておられるか、お聞かせをお願いします。

次に、町道上町・水車橋線、旧篠栗街道の短期的な補修計画について尋ねます。

御承知のとおり、この道路は、子どもからお年寄りまで、さまざまな、また多くの住民が利用する、生活を送る上で欠かすことのできない生活道路でございます。篠栗郵便局から西側では道幅もある程度広く、歩道も整備されておりますが、東側の篠栗地区では整備に手がついておらず、下水道の布設に伴いアスファルトの改修が行われたものの、水路や路側部分のコンクリートは劣化が進み、先日もお年寄りが足をとられて転倒し、けがをされたと聞いております。車両の交通も多く、加えて、電柱や街路灯などが両側に多くあり、健常者ですら歩きにくく、危険を感じることもあります。

この道路に関しては、12年前の平成13年に策定された現行の都市計画マスタープランに整備方針がうたわれており、また平成23年10月にまとめられた第5次総合計画策定のための住民アンケート調査報告書では、町道などの生活道路の整備は、改善して重点的に取り組む項目に挙げられており、重要度が高いのに住民満足が得られていない実情が伺えます。本年度からの都市計画マスタープラン修正に当たり、町長は整備に向けた検討を表明されておりますが、プラン実施にはなお相当の時間がかかるのではないかと思います。この道路において都市計画マスタープラン実施を待たず、補修など改善のための手を入れる考えがあるか尋ねます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の二つの御質問に、順次、答弁いたします。

まず、第1番目の「住民参加が容易な形での防災訓練の実施」についての御質問でございます。

平成23年度に地域の役員を中心とした住民の皆様と消防団、役場職員合同で土

のう積みの水防訓練を中心とした防災訓練を行いました。今年度につきましては、昨年同様、社会教育関係団体等研修会で、防災に関する講演と自主防災組織からの実践報告を予定しているところでございます。

御指摘の住民参加型の防災訓練は、住民が災害対策の主役であるとの観点から、その重要性について十分認識しておりますし、災害時に適切な行動がとれるように、一人でも多くの方が参加できる形で訓練を行う必要があると考えております。そうした意味で、山間部と平野部で地形や居住者の年齢層が大きく異なる本町においては、土砂災害や河川氾濫など想定される被害もさまざまでございますので、行政区単位で地域の特性に応じた訓練が実施されることが有効ではないかと考えております。現在、複数の行政区では、自主防災組織を中心に訓練が行われており、町として、より多くの行政区で訓練が行われるように支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「防災マップの更新・配布」についての御質問にお答えいたします。

現在、町の地域防災計画の見直しに合わせて、防災マップの更新作業に着手したところでございます。ことし5月に県が新たに指定した土砂災害警戒区域の情報や過去の災害履歴などを反映した、住民の皆様にとってわかりやすく、使いやすい防災マップを校区別に作成する予定でございます。今後、策定委員会や防災会議等でさまざまな立場から御意見をお聞きしながら、今年度末を目標に全戸に配布する予定でございます。

次に、3点目の「被災者支援システムの導入」についての御質問にお答えいたします。

本システムは、災害発災後に自治体が行わなければならない被災者の基本情報の管理や避難所の管理、罹災証明の交付などを行うものでございます。システムの有用性については認識しておりますが、セキュリティの問題や既存システムとの互換性に課題がございまして、導入に至ってない状況であります。既に導入している近隣自治体を参考に、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目の「災害時の関係各課の連携体制の構築」についての御質問にお答えします。

本町では、気象情報及び災害状況に応じて、水防本部から災害対策本部への設置へと段階的に対応するようにしてございまして、災害対策本部設置時には、住民福祉部や事業部、教育部などの各部の連絡網を通じて、部長、班長等が参集し、災害対策に当たるようにしてございます。梅雨・台風時期を控えた毎年5月までに、各部そ

れぞれが打ち合わせを行い、連絡網の作成や担当業務の確認、資機材の確認作業を行い、いざというときに迅速に対応・行動がとれるような体制を確保しているところでございます。

次に、5点目の「自主防災組織結成の促進」についての御質問でございます。

大きな災害に対して的確に対処していくためには、公的な防災機関の活動だけでは限界があり、自主防災組織などの地域住民の方々が、被災者の救出や避難誘導を行うことが被害を軽減する上で大変重要になります。そのため、平成23年度から、自主防災組織の結成や編成の標準モデルをお示しするとともに、ヘルメットや担架などの資機材配布の支援を行ってまいりました。

現在、それぞれの組織で防災訓練が独自に行われておりますが、先進的などころでは図上訓練や要援護者の避難経路の確認等を行っており、着々と組織の充実化が図られているところであります。

今年度は、福岡県の「災害時要援護者避難支援事業ワークショップ」に町の自主防災組織の一つがモデル地区に選ばれましたので、その成果や問題点を他の組織の活動に生かし、全体の底上げを図りたいと考えております。

最後に、地域防災計画の見直しの方向性についての御質問にお答えいたします。

現在進めております地域防災計画と防災マップの改定作業の大きな目的は、昨今の地震や集中豪雨などの災害の特性と篠栗町の地理的要因を把握した実効性の高い防災計画を策定することで、災害対策本部等の防災機関が速やかに体制を整え、住民への応急対策や情報伝達が迅速に行えるようにするためのものであります。

篠栗町の特性に合った独自の防災・減災対策として、昨年の社会教育関係団体等研修会で山村先生に教えていただいた「自助（自分と家族の安全は自分で守る）」、「近助（向こう三軒両隣・安否確認チームがふだんから見守り、声をかけ合う）」、「共助（自主防災組織など地域住民が相互に助け合う）」、そして「公助（行政が安全・安心を支えるネットワークづくりをし、町全体の防災意識の底上げを図る）」、こういったことを基本として、自主防災組織を中心とした自主防災ネットワークの構築、災害時要援護者の避難支援対策の充実、わかりやすい防災マップの作成などを重点的に進めてまいりたいと考えております。

2番目の御質問の上町・水車橋線の短期的な補修計画についての御質問にお答えいたします。

議員からもお話がありましたように、この道路に関しましては、旧篠栗街道筋と位置づけ、歴史的町並み整備区間として空間整備を実施するという方針が過去のマ

スタープランでもなされているものでございます。

御承知のように、商業地として沿線に商家などが建ち並ぶとともに、町や人の往来が多い反面、両側の水路に挟まれ道路幅に制限があるこの路線の整備については、十分な協議を行いながら、マスタープランに沿った実施を行う必要があります、相当の期間を要することも予想されます。

一方、御指摘がありましたように、この道路の老朽化による不具合につきましては、極力、この計画に影響のないように、そういう状況に応じた修理・補修については早急に対応していきながら、安全を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 道路の補修に関してでございますが、現在、複数の区長さんから要望書が出されていると聞いております。要望は、将来困るかもしれないからというものではなくて、今現在困っているから、早くお願いしますというものではないかと思っております。

そういう意味からすると、住民の方も、はやりのコマーシャルではありませんけども、いつやるかと聞きたいのではないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（今泉正敏君） 議員、要望書の内容にもよるとは思うんですが、今、質問された上町・水車橋線の中の道路のことですか、その道路は。

○1番（村瀬敬太郎君） そうです。補修について要望書が出ていると思います。

○議長（今泉正敏君） 都市整備課長。

○都市整備課長（藤 博文君） 要望書につきましては、早急にするような回答をしていると思います。今、要望書が出ている分に対してでしょう。早急にできる分に対しては、もう報告はしていると思います、区長さんのほうにですね。

○議長（今泉正敏君） 先ほどの答弁の中に、最後のほうに町長が言われたマスタープランとは別個にやりたいというふうな、それが答弁だと思います。

○1番（村瀬敬太郎君） わかりました。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。

○1番（村瀬敬太郎君） はい、結構です。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位4番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） 議席番号8番、松田でございます。

総合計画の目標人口について質問いたします。

地方公共団体に義務づけられておりました「総合計画基本構想策定」が23年度に改正されて、これの義務づけが廃止になりました。これを受けて我が町は、これまでの全国的に画一された総花的な計画から脱却し、コンサルタント任せでない職員の手づくりによる総合計画が策定されました。

基本構想の原案作成から始まり、住民や中学生のアンケート調査、各種団体のヒアリング、あるいは住民ワークショップの開催、さらには前期計画の達成状況の調査の実施など、これらを調査検討の上、適宜に開催された数回の審議会での慎重かつ活発な審議を経て、このたび第5次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの道標」が策定されました。計画期間は平成25年度から29年度で、これまでの10カ年を5カ年とし、シンプルでコンパクトであります。前述したように、飾り物ではない実効性の高い画期的な計画となっております。ところが、計画の中に一つ気になるものがあります。これは目標人口です。

本町においては、このままの人口推移ではわずかな減少となることが予想されております。このため今後5年間に、住宅開発や土地利用の見直しなどと住環境の充実や雇用の場の確保を図り、15歳から64歳、つまり生産年齢人口の減少を食いとめる対策を講じることとし、29年度の目標人口を3万2,800人と設定されました。

5月20日の総合計画説明会でも、市街地にあるまとまった農地の宅地化を図り、景気回復を背景とした民間の開発意欲を活用すると述べられております。これからの5年間で約1,300人増の目標は、かなり厳しい数値であるやに思います。ある自治体では、町内での住宅購入者に対し5年間の固定資産税相当額、これは上限100万円でございますが、これを補助する定住促進策に乗り出した等々が新聞で紹介されました。このような優遇策を講じるとか、何か秘策があるのでしょうか。この戦略をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、松田議員の御質問にお答えいたします。

第5次総合計画「ささぐりみんなの道標」の目標人口につきましては、平成24年の生産年齢人口数を確保することを目標に掲げ、設定したものでございます。生産年齢人口の中でも、その中核を形成する20歳代から40歳代の人口増加を図ることによって少子高齢化の進行を防ぎ、町の活力が維持できるまちづくりを進めよ

うとするものでございます。

そこで、生産年齢人口の中核をなす20歳代から40歳代の人の流入を図るためには受け皿の整備、転入のための動機づくりが欠かせないと考えておりました、受け皿の整備といたしましては、住宅の確保でありますし、市街化区域内における農地や空き地、駐車場が住宅用地となるよう民間の力を活用した取り組みを推進していかなければならないと考えております。

次に、転入のための動機となる住みやすさ、雇用の場の確保については、子育て世代の流入を図る観点から、子育て支援のさらなる充実、安全・安心なまちづくりの推進、交通の便の確保、都市計画の用途地域の見直しや地区計画策定による企業の進出等も含めた雇用の場の確保の実現を図る取り組みが大事であると考えております。

まず、今年度から2年をかけまして都市計画マスタープランの見直しを着手いたしましたし、JR篠栗駅への北側からのアクセスを向上させるための自由通路建設に向けた取り組みもスタートしております。総合計画にうたっております重点施策を一つ一つ着実に実現していくことができれば、厳しい目標ではありますが、決して不可能な数値ではないと考えているところでございます。

御質問の最後にあります「ある自治体」とは、那珂川町のことであろうかと思いますが、那珂川町の取り組みは、平成27年の国勢調査において人口5万人を達成し、市への昇格を実現するための定住プロジェクトであろうと考えております。本町の総合計画に掲げる持続可能なまちづくりのための生産年齢人口の確保を目標とする取り組みとは、多少その目的が異なるものであると考えております。

福岡県は、日本の47都道府県の中で、人口が減少していない七つの自治体の一つでありまして、その増加の底支えをしているのが福岡都市圏17自治体であります。福岡都市圏の人口増加は、しばらくはこれからさらに東に延びていくとの予想もございまして、粕屋町、志免町と、かなり住宅事情も飽和に近づいているところでございます。まさに篠栗町がその東側にあるとの見方もありまして、こうしたことから、将来を見据えたまちづくりの中で、篠栗町らしい人口増加政策を考えていくことが求められていると思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 8番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） もう少し突っ込んだ策略とかないものかと思っておりましたが、不動産にかかわることが主体になってきますので、余りこれは深く質問

するわけにはいかないなと思っておりますので、今の答弁で理解させていただくことにいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に参りますが、1時間になりますので、10分休憩を挟みます。

5分から開催いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） それでは、一般質問を再開いたします。

質問順位5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。

5月20日に、クリエイト篠栗におきまして行政説明会が開催されました。今回の説明会は趣向を変えた企画で、肩の凝らない催しであったと思っております。

三浦町長は、町長としての課題、篠栗町の新しい個性の創造に向けた段階的な取り組みに参加された多くの町民の方に説明をされました。今後のまちづくりの方向や町長としての考え方を町民と共有し、理解を深めてほしいとの思いであると受けとめています。このような姿勢については、町民の評価を得られると私も賛同いたします。参加をされなかった町民の皆さんにも知っていただきたいと考え、今回、その中の7項目のうち3項目について質問をいたします。

その1、道州制についてであります。御承知のとおり、国は道州制を推進しています。説明会では三浦町長は、「町村の個性を維持したい。国が進める基礎自治体30万人規模が果たして可能か」と疑問を投げかけられていました。その上で、「現時点では道州制に反対します」と意思を表明されております。

私も、平成の大合併の検証もまだされていないこの時期に、道州制推進には賛成できません。平成の大合併では、合併特例債という巨額な投資、莫大な税金を投入し、おいしい飴を与えたわりには、合併をしてよかったという声が聞こえてきません。自治体の大規模化、効率・合理化優先の自治がベストであるのか、疑問視をしています。今、住民が望む自治体はどうあるべきか問われています。道州制議論の前に平成大合併の検証がさきになされるべきと私は考えます。そこで三浦町長に、道州制反対の理由を具体的に町民にわかりやすく説明を求めます。

町長としての課題、その2、山間地域振興についてお尋ねをいたします。

山間地域の皆さんと会話を重ね、望まれる支援をすると掲げてあります。山間地

域の住民の皆様には大変ありがたく受けとめられ、町の支援策を待ち望まれていることと拝察されます。既に山間地域の住民代表と1回の集会をされたと聞いております。集会の内容を尋ねます。山間地域活性化の方策を今後どのように進められていくのかをお尋ねいたします。

町長としての課題その3、国との連携について、総務省を初め国の省・庁の発信する自治体での取り組みの呼びかけに素早く反応して、国の援助を引き出す。

全国、多くの自治体が今、財政難であえいでいます。大変、財政が厳しい現状の篠栗町において最重要な事項であると思います。詳細な説明と方策をお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の三つの御質問にお答えいたします。

まず最初の御質問でございます。

現在の道州制論議は、国民的な議論がない中で、道州制のもとでの町村の位置づけや、税財政制度など、道州制が町村や町村住民にどのような影響をもたらすものか明らかにされてないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破し得るような変革の期待感だけが先行していると言わざるを得ません。

道州制推進論は「道州制を導入すれば、日本の各圏域が経済的に自立し、さらに創意と工夫で発展を追求することが可能な国の統治体制ができる」と主張しております。しかし、道州間の競争では、税源の豊かな東京や既にインフラが整っている地域が明らかに有利でございまして、道州制によって一極集中が是正されるどころか、ますます加速し、地域間格差は拡大するだろうと考えられております。

また、道州内においても、州都への集権・投資が集中的に強まり、州都以外の旧県庁所在地や周辺の中小都市、農山漁村を多く抱える町村は衰退し、道州内でも、中心部と周縁部の格差が拡大するものと考えております。

道州制論では、地域間競争によって疲弊した地域に対するセーフティネットは考慮されておられませんし、国は、道州制を導入することによって機能を大きく後退させようとしているところでございます。

税財政におきましても、これまで国が行ってきた財政調整は、財源保障を誰がどのように継承するのか、940兆円を超える現在の国・地方の債務を誰が継承するのか、そのいずれもが道州制推進論では明らかにされていないのが実情でございます。

また、市町村にかかわる住民に身近な地方公共団体といたしまして、道州制が想定している「基礎自治体」というものが、人口30万人以上の中核市や20万人以上の特例市をイメージしたものであることは否めないわけでございます。これを実現するためには、強制合併に近い方策がとられることも懸念されると思います。そうすると、各町村で営々と積み重ねてきた多様なまちづくりや自治は消滅してしまうのではなかろうかと心配するところでございます。

人為的に道州という単位をつくり、事務処理能力を基準市町村に再編し「基礎自治体」を設けても、決して住民の愛着や誇りの対象となりませんし、住民が愛着や誇りを感じない地域に責任ある自治は生まれないと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、これらの問題点についてしっかりと国民的議論を行わないまま、すぐにでも道州制に移行するということに対しましては、否定的な立場をとらざるを得ないと考えております。

本定例会の諸行政報告でも申し上げましたが、5月31日、九州町村会の道州制勉強会が開催されまして、その中でも、町村会としては道州制に断固反対するという立場を再度確認したところでございます。

大森先生のお話の中でも、「地方分権の求める姿と道州制は似て非なるものであると絶対言える」という力強いお話もいただいたところでございます。

2番目の「山間地域振興について」でございますが、山間地域の行政区と町執行部との座談会の内容と今後の進め方について、お答え申し上げます。

町では、これからのまちづくりを進めていくに当たり、町部のみならず山間地域にお住まいの方々が抱える諸問題を把握することも不可欠であると考えまして、3月12日にオアシス篠栗の研修室において、城戸区、山手区、山王区、萩尾区、若杉区の本村、その区長様方や自治会の皆様方のそれぞれ3名の御参加を依頼し、町からは、私、当時の副町長、総務課長、建設課長、上下水道課長、産業観光課長、財政課参事、福祉環境課長補佐、まちづくり課長と課長補佐、その他職員4名、計28名で、2時間にわたり意見交換を行いました。テーマは「理想の山間暮らしとは？」と設定いたしまして、ワールド・カフェスタイルを採用したりリラックスした雰囲気の中で実施いたしました。「水対策」「有害鳥獣対策」「交通対策」「住環境整備」「観光」「産業」「山林整備」「電波の確保」等々についてさまざまな意見が出され、山間地域に限らず、これからのまちづくりの参考となる非常に有意義な座談会となりました。

今後につきましては、御参加いただきました皆様に後日配付しました報告書にも

記載しましたが、座談会に参加する方々の世代によって、考え方、意見等が異なるのではないかと考えまして、現在、山間地域に住んでいる若い世代の人たち、あるいは現在、町部に住んでいるが、将来、山間地域に戻ろうと考えている現役世代の方々など、さまざまな世代の男女の方々に、再度、座談会を開催しようと準備を進めているところでございます。

また、これまでインターネット環境の改善が大きなテーマの一つと考えておりましたが、ワイファイ環境の充実によりまして、それもかなり解消されようとしております。ということは、緑豊かな住環境を求めて、都会に居住している世代が田舎暮らしを楽しむ。そして、そこで自由な事業を行うというようなムーブメントが起こるかもしれない状況になりつつあります。こうした動きを仕掛けることも私どもの大事な仕事であろうと考えております。

町の7割を占める山々をしっかりと守っていくためにも、山間地域にお住まいの方々が生き生きと生活していける、子や孫たちも住み続けることができる山間地域となるような施策を練ってまいりたいと考えております。

3番目の「国との連携について」でございますが、まず、「まちづくり住民説明会」でも申し上げましたとおり、国におきましては、自治体の新しい事業、取り組み等を後押しする施策がさまざまございます。各省庁が補助金、交付金、人材派遣等を行って支援してくれるものでありますが、これらの制度は、新設や変更等が行われることから、各省庁のホームページにさりげなく掲載されるのが実情でございます。私どもとしましては、各省庁のホームページを常に確認するなどして、我々がしっかりとアンテナを張って、遺漏のないようにしていくことが必要であろうかと考えております。

全国で先進的な取り組みを行っている自治体の情報もしかりでございますが、これに加え、地元選出の国会議員や県議会議員からも、国や県の動静など、町に有益な情報をいち早く入手することができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 1番の道州制についてでございますが、この質問通告書を提出した後に新聞での報道に、町村長が道州制反対決議をしたとの記事があったわけでございます。九州・沖縄地区の町村長156人のうち124人が参加したと。三浦町長の議会開会日の諸情勢報告の中でございましたが、この道州制について、糟屋地区1市7町でございますが、そこの首長さんたちの考え方といいますか、動向

というようなことが聞かせていただければと思っております。

それから、2点目の山間地域の1回目の会合の報告をいただきました。大変有意義であったんでなかろうかと思っておりますし、また、次回はそこを離れて住んでいる若者、また今後帰ってきたいと希望している若者との話し合い、また要望等を尋ねるということがございますので、大変いい企画だなと思っておりますので、ぜひ実現に向けて努力といたしますか、そういうことをしていただきたいと、これは要望でございます。

1点目の道州制についての方面の話ができたらと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） お話がございました私ども糟屋地区1市7町はどう考えているのかということでしたが、熊本で開催いたしましたのは、いわゆる九州地区の町村会ということでございまして、7町の町長が、私ども全員が行って、九州地区としての町村長会の決議、道州制反対の決議に賛同の意を表明して戻ってきたところでございます。

古賀市がどういうふうな動きをしているかというところはなかなか難しいところでございますが、市長会というところも、反対ではないけど、積極的に賛成ではないというふうな流れが全国的な動きであろうかと思えます。

ただ一部、九州の中でも、福岡市と熊本市が非常に積極的に賛成の意を表明しながら、関連する県議会議員あるいは市議会議員等々と一緒に会派を超えて、道州制賛成に向けた勉強会を開催しているところでございます。この動きにつきましては、福岡市と熊本市の州都の取り合いといいたししょうか、私どものところに州都を持ってきてほしいという思惑が裏に見え隠れしておりまして、要は、その九州府というふうになった場合の全体の、そこに居住する住民全体のことを考えてどう思っているのかというところまで思いは至っていないような気がして、そこが心配されるところでございます。

私ども日本の原風景を守ってきた町村といたしましては、その辺のところはしっかり議論されないところという現状では、単に道州制に基づいて一極集中であったものが、地区を分けて幾つかの、11とか13とか9とか、今はいろんな分け方を議論しておりますが、それぞれが発展することが日本の全体の発展になるというような単純な説明の仕方では全く納得していないというのが、これは糟屋の7町の町長も全く同じ意見でございますし、福岡県の町村会も全く同じ意見でまとめている

ところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠議員。

○5番（大楠英志君） 先ほど町長の答弁に、国民的議論もなされない中で道州制が進んでおるといようなことで、私も町長の答弁に全く同感でございますが、先日も決議されたときの報道に、前知事の麻生 渡さんのことが載っておりましたが、麻生前知事は、ある程度、道州制が理解されておるといようなか、根づこうとしておる九州地区から進めるべきではないかといようなコメントが載っておったんですが、私ども末端の議員としては、そういう道州制が根づこうとしておるといような、そういう認識はないとですが、前知事あたりがそういうふうに積極的といふような方向を間違っておそれがあるなといようにちょっと私は感じたんですが、それについても町長の答弁等をいただけたらと思っております。道州制が根づきつつあるといようなあれがあるとですかね。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 県レベルの協議、あるいは政令市を含めた大都市のレベルでの協議と町村の協議は全く今、内容が違った形で進んでいると思います。麻生さんは、改革派知事として、6団体の中の知事会の会長として、当時の片山さんとか増田さんとかも含めた形でのいろんな自治体の新しい形づくりについては積極的にお考えを表明されてあったわけでございますけれども、この道州制の論議というのは、私どもは、私ども町村の立場で、諸情勢報告のときにも申し上げましたとおり、まちの将来を左右する大変重要なテーマでございますから、国民的議論というのは、そもそも私ども町でも議論を深めるということが総体としての国民的議論になっていくわけございましょうから、議会の皆様方と、あるいは職員、町民の皆さんとも一緒に話し合うような場、あるいは新しい道州制とは何かとい、そもそもを勉強するような場をまずつくっていくことが大事であろうかと思っております。

一番懸念されておりますのが、現政権において、自民党が作り出した24年9月の案を提出しようとする。そして、法案として可決しようという動きがあるかもしれないというところに心配をしておるわけでございますが、今のところ、これを国会で提案することについては、ちょっと待とうかといようなところも意見が出ております。これを法案として提案されますと、3年間の中で諮問が行われて、それについて回答される。そして、2年間かけて準備をして、一番最低では、5年後にいろいろ道州制が具体的に動き始めるといようなことになりかねない。その辺のと

ころをじっくり私どもがまずは勉強していく。道州制とはそもそも何たるものかというのを勉強していくことが、まず私どもにとっても大変重要なことではなからうかと思っております。

○議長（今泉正敏君） 質問順位 6 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） 議席番号 4 番、横山でございます。今回は、将来に向けたまちづくり構想に関する質問を 2 項目いたします。

まず初めは、太陽光発電に関してであります。

昨年末に政権が交代し、安倍内閣が誕生したわけですが、新内閣は、環太平洋戦略経済連携協定、いわゆる T P P に参加するための交渉に積極的であり、T P P に参加できなければ日本の将来はないと思込んでいるように思えてなりません。ただ、T P P に参加すれば、さまざまな分野で日本は大打撃を受けることも、これまた紛れもない事実であります。その中でも、とりわけ農業分野の打撃は深刻なものになることは間違いありません。

与党の国会議員の皆さんは、農業の聖域が守れない場合、交渉から離脱すればよいと無責任なことを堂々とお話しされますが、交渉途中での離脱は制度的には可能であっても、実際は不可能だと私は考えております。

いずれにしても、どんなに政府が交渉で頑張ったとしても、農業に悪影響が及ぶことは必至であり、今でさえ 4 割近い減反を強いられている中で、さらに減反を求められるおそれがあります。場合によっては、農業を続ける意欲を喪失させ、その結果、作付放棄地が大量に発生する事態も考えておかなければならないでしょう。農業への打撃はどの程度のものになるかは定かではありませんが、町としてもその対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、農地の休耕田等を一時転用し、太陽光発電事業を積極的に推進してはいかがでしょうか。そして、事業をスムーズに推進するため、転用の条件や手続を現実に即した内容に町の権限でできるように、太陽光発電特区なるものを国に申請してはいかがでしょうか。

我が町は日照時間にも恵まれ、台風の直撃も少なく、さらに大きな地震が起こる頻度も少ないことから、まさに太陽光発電にはもってこいの地域だと考えております。確かに、ことし 3 月 3 1 日付で、国も一定の条件下で、太陽光発電事業の用地として、休耕田を利用するため一時転用を認める方針を打ち出しております。しかし、その内容を見ると、転用期間が更新を認めるとうたっているとしても、あくまでも 3 年間だったり、太陽光パネルの支柱部分のみの転用を認めるが、そのほかの

部分では作物を栽培することを義務づけたり、到底、事業者が巨額の資金を投入できるようなものではありません。

国の方針が今後改善され、あえて特区を申請しなくても事業化が進むようであれば、それに越したことはありません。しかし、国の考えることです。現実にあった内容になるにはかなりの期間を要するものと思います。したがって、国に一時転用条件の改善を促す意味を含め、特区の申請を行ってはいかがでしょうか。町長の見解を求めます。

次は、バイオマスボイラーに関する質問に移ります。

オアシス篠栗のお風呂のボイラーは、従来、ガスを燃料としておりましたが、このたび木片チップ利用のバイオマスボイラーに変更し、平成24年度から運用されております。バイオマスボイラーに変更した目的は、化石燃料をできるだけ使用しないように環境負荷を減らすためと、あわせて燃料費を削減することだったと理解しておりますが、運用後も担当課の努力により、維持管理費がさらに削減されていると聞いております。したがって、オアシスにバイオマスボイラーを導入したことに関しては非常に満足しているところであります。

ただ、せっかくバイオマスボイラーに着目しておきながら、オアシス以外にその考えを発展させないというのであれば、町の構想としては少し寂しい気がいたします。オアシスのボイラーの利用状況を申し上げますと、1日平均1.5トン程度の木片チップを使用しているようです。そのうち最大2割程度は竹チップを補助剤として投入可能だと聞いております。しかし、ここでは安全を見て、1割投入として試算しますと、1日に竹チップ約150キログラム、木片チップを1,350キログラム燃焼させることができます。これは竹3本分、間伐材なら6本分程度の量になるかと思えます。1年で300日ボイラーを使用するとしたら、年間では竹は900本、間伐材は1,800本程度必要となります。これは竹林の0.2から0.3ヘクタール、山林の2から3ヘクタールを整備したときに算出される量に匹敵するかと思えます。ただ、オアシスのボイラーでは規模が小さいことから、町内の木材や竹を切り出して利用することはコスト的に無理があります。もし、この方式をごみ処理施設に適用したらどうでしょうか。可燃ごみも今後もRDF方式で処理するのであれば、当然、RDFを乾燥・精製する過程で大量の熱利用を必要とします。現在は化石燃料の灯油を1日平均で1万2,000から1万4,000リットル使用しているようです。金額的には1日約100万円程度、年間では3億円程度を費やしております。ボイラーの改良はめざましいものがあり、現在ではチップにシなく

ても、1.5メートル程度に棒切った木材や竹を直接ボイラーに投入できるよう
あります。つまりチップに加工する施設をつくることなく、棒切った間伐材や孟宗
竹を利用できるわけであります。詳細に検討しなければはっきりしたことは言えま
せんが、恐らくオアシスで必要とする量の50倍以上の間伐材や孟宗竹を燃焼させ
ることができると思われます。もし、私が提案することが実現可能であれば、施設
組合として燃料の大幅削減が可能になり、篠栗町や須恵町及び宇美町としても、山
林・竹林整備が計画的に進められ、しかも新たな雇用を生むことにもなると考えま
す。すぐに実施したらどうかとは言えませんが、検討する価値はあろうかと思いま
す。町長の見解を求めたいと思います。

そして、関係各課でこれだけはぜひお話ししたいということがあれば、専門的立
場からのお話を関係課長さんからお聞かせいただければ幸いです。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員からの二つの質問に答弁いたします。

まず、「太陽光発電特区構想について」でございます。

最初に、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPでございますが、この参加による
農業への影響につきましては、我が国がTPPに参加すれば、少なからず農業への
悪影響があるかという御認識でございましたが、私も同様の認識があると思ってお
るところでございます。しかしながら、今のところ交渉参加の表明が本年3月15
日になされているところで、その後、農業所得を倍増させる目標を柱とする農業強
化策「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」を取りまとめたという報道もござい
ました。この政策には、新規就農者を倍増させ、農地の耕作面積の割合をふやすこ
とで、適切に維持されている農地に支払う新たな交付金制度の導入も盛り込まれて
いるようでございます。まずはこの政策そのものの見きわめが必要でないかと考え
ておるところでございます。

次に、農地法につきましては、農地に支柱を立てて、営農を維持しながら上部空
間に太陽光発電設備等を設置する場合については、当該支柱について、農地転用許
可を必要とするものということが認められたこととなっております。このことは先
ほど御指摘があった分でございます。

しかしながら、お話のとおり、本年3月31日付の国からの通知によれば、
（1）優良農地に支障が生じないことを前提としていること、（2）発電のために
設置する支柱部分の転用は、原則3年とすること以外に、具体的な条件や制限が何

ら示されておらず、「今後引き続き検討する」という内容になっているのみでございます。当該設備等をスムーズに設置する内容ではなかなかないように思われるところでございます。

そして、本題の太陽光発電特区構想についてでございますが、構造改革特別区域法によれば、「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域でございます。当該地域の特性に応じた特定事業を実施し、またはその実施を促進するものをいうとされていることから、まず、太陽光発電事業が本町においてそれに当たるか否かを検証していく必要があるかと思っております。

加えて、太陽光発電事業が構造改革特区としてなし得るためには、ある一定以上の面積と相当な日照時間が必要になるかと思います。この条件と費用対効果などを考慮すれば、比較的、平野部の優良農地がその対象になってこようかと考えます。特に耕作放棄地対策からの見地からいたしますと、その多くは、現状は中山間地域に散在していることから、なかなかその効果を図ることが難しい状況であります。

以上のことから、太陽光発電事業そのものは、化石燃料の枯渇問題、地球温暖化対策等々を踏まえれば、その代替のクリーンエネルギーとして取り組むべき重要な課題の一つであると思っておりますが、今回の農地に展開する「太陽光発電特区構想」をもう少し勉強していかなければならないというふうに思っております。

ただ、今、メガソーラーシステム計画等々についていろいろな業者が私どもにいろいろお話に来られるわけでございますが、そうした中で、クリエイト篠栗とオアシス篠栗の南向きの屋根というのが非常にメガソーラーをつくる上で格好の場所にあるというお話をいろんな方がされます。

今、非常に技術革新が進んでおりまして、パネルが非常に軽くなってきたということで、余り屋根に負担をかけないんじゃないかというところがございます。

平成25年度中に計画を国に申請すれば、37円程度の買い取り価格が補償されている。こういうこともありまして、今、私自身が勉強中でございます。その辺のところも含めた全体的な太陽光の発電についてのいろんな考え方をまた皆様方にお示しできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、バイオマスボイラーの次の一手についてでございますが、先ほどバイオマスボイラーの導入につきましては御評価をいただき、まことにありがとうございます。町の7割を森林に覆われた篠栗町の個性を生かしながら、循環型社会への実現の一步を踏み出したかなとは思っているところでございますが、次の一手というこ

とにつきましては、現在、いろいろ考えているところでございます。

このバイオマスボイラーのその後の構想があれば示しなさいということでございましたが、今のところは、このバイオマスボイラーのオアシス篠栗での取り組みの効果を検証しながら、次の展開を今、検討しているところと言わざるを得ません。

そんな中で、御指摘がありましたクリーンパークわかすぎにバイオマスボイラーを導入したらどうかという御提案がございました。議員のお話のとおり、クリーンパークわかすぎの燃料を木質チップに切りかえることができれば、間伐材等や竹林等の有効利用が図られ、さらに経費の削減につながるのではないかと考えております。

また、あわせて、現在、クリーンパークわかすぎで受け入れていない剪定木等の持ち込みも可能にすることができれば、住民サービスの向上にもつながるものと考えております。

しかしながら、いろいろ施設あるいは関係業者と図っている中で、温泉施設のお湯を沸かすという状況とはまたちょっと違いまして、ごみを乾燥化させるためには、まず400℃程度の温度に上げなければいけない。そして、煙を、またダイオキシン等を取り除くためには800℃等の温度に上げなければいけない。その辺のところの燃焼装置、いわゆる高火力の燃焼装置にしていくには、施設を相当改修していかなければならないのではないかとということもございます。

今後、現施設の建設等の補助金との関係、あるいは施設を改修した場合にどういうふうな新しい補助ができるのかどうか、そしてまた木質チップがどの程度多量に必要なのかどうか、その辺のところも含めて、これもまた勉強する必要があるかと思っております。

今後、クリーンパークわかすぎの稼働延長問題等を踏まえて、関係各町と協議しながら、須恵町外二ヶ町清掃施設組合において検討すべき事項だと考えているので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず、太陽光発電に関する質問でございますが、私が申し上げました特区構想、はっきり言いまして、これは極論でございます。結局、国あるいはまた県に対して物を申すためには、具体的なものを提案して、そして、例えば国が考えている現在の一時転用というものがいかに実用に適さないかということをも明らかにする必要があるんじゃないかということと言ったわけですが、特区構想は

なかなか難しい問題があります。それも私は十分承知して言っているわけですが、それにかわる、それと同じような効果があるのに、例えば今、町長がオアシスだとかクリエイトにも南側にソーラー発電をとというような話もありました。あれくらいの規模だったらメガソーラーにはならないと思うんですけども、それはそれで私は大いに検討されたらいいと思うんですが、私が申し上げたいのは、いわゆる農業を何とかしなきゃいけない。農家の方を何とかしなきゃいけない。休耕田を何とかしなきゃいけないということから太陽光発電というものを考えているわけですが、だから一つ、町のほうで、例えば休耕田を集めて、3ヘクタールぐらいの地域を見て集めて、そこを借地料を払って、町が事業主体になってメガソーラーをやられたらどうだろうか。3ヘクタールあったら大体2,000キロワットにメガぐらいの規模になるかと思います。実際に事業費は、ざっとの話ですけども、6億円程度。しかし、20年間、要するに買い取り価格が保証されていますので、20年間で毎年元金を返して、なおかつ3,000万円以上の利益はもたらすと私は試算しております。

そういうことで、モデル的にまず町が積極的にやるべきだと。そうすることによって、結局、一時転用が入ってくるわけですから、当然、国と交渉しなきゃいけない。そういう具体的な案件を持って国に物を申す必要があるんじゃないかなということで、この質問をしたわけでございます。

例えば、町がそこまでしないよということになれば、アベノミクスじゃないけど、第3の矢じゃないですけど、これは要するに、国に対して私は実効性のあるものにしなさいということをお願いしたいわけです。そうしないと本当に農業を救うことにはならないということで、私は今、第3に考えているのは、要するに町をそういうことには余り積極的でないとなれば、個人で、いわゆる私の、極端に言ったら田んぼ、農振農用地の水田を毎年4反近くを減反しているわけです。減反して別のをつくっているわけではない。いわゆる休耕田としてやっています。だから、そのうちの3,000平方メートル、3反近くは使って、150キロワットぐらいの発電能力になるかと思うんですが、それで一時転用を出して、具体的なものを出して、そして県、あるいはまた県を通して国に問題提供をしようかなと。

そのときに町が消極的というか、非協力的であれば、これはもうその段階でつぶれるわけですから、そのときは最大限の協力をしていただけるものかどうか、そこもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、バイオマスボイラー、これは木片チップで投入するんであるならば、

私もまだ検討の余地があると思うんですけど、先ほど質問の中で言いましたように、木片チップでなくても、棒切って間伐材だとか孟宗竹を投入できる今、ボイラーになっているところが私の勉強した中でありますので、そうなると、例えば山林を整備して間伐材をやります。それを切ってから、半年ぐらいのものを棒切って持ってくださいと。もちろん有償で引き取りましょうと。そして、あそこで計量して、そしてストックヤードだけつくってもらえば、それから投入することができるんじゃないかなと。

あと、ダイオキシンの問題だとかいろいろなものがあるかもしれませんが、そこら辺がクリアできれば、全てにメリットがあるんじゃないかなということで、これは今、ここでどうだこうだと言っても仕方ないから、関係各課で検討してもらって、今年度末ぐらいに大体検討した結果をまた議会に報告していただければと、これは要望で終わっておきます。

だから、太陽光発電についてだけお願いします。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 1番目の再質の点でございますが、休耕田を町でも利用してやっていったらどうかということでございます。これについては、私どもは冒頭の答弁でも申し上げましたように、もう少し勉強して、また御報告していきたいと思っております。

分散された田畑の中で、どういうふうな形で能力の電圧にしていって、高電圧として電気を取り入れることができるかというのが問題の一番のポイントになろうかと思っておりますので、一定の大きなところから一つの地域として太陽光を取り入れるということになればそれが可能になるんですけど、山間地域を中心とした分散化されたところで、どうそれをうまく利用するかというのは、勉強しなければいけないところであろうかと思っております。

それはなかなか町で難しいときには、自分でやるから、そのときはちゃんと積極的にということでございますが、それについては、「はい、わかりました」ということでやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2番目の御質問については御要望ということでございましたが、本当に可燃装置がどれだけ今後改良されていくか、高度化されていくかによるものと思っておりますので、私どもはちょうど今、灯油が余りにも高いものですから、クリーンパークでは天然ガスでどうかと。少しは減少するなということをしてしておりますが、そんな話を国に持っていきましたら、経産省は、石炭がいいですよというような話をさ

れまして、今、経産省は、石炭の燃料装置を一生懸命つくって、各大きな企業につくらせてやっているところでございます。そして、燃料は原料として石炭が一番安いというようなことでございますが、いろんなそういう意味で燃焼装置の多様化というのは出てくるところでございますので、これも十分に関係課と勉強していきたいと思います。

その他各課で、もし必要があれば、何か言わせたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） せっかく議員が要望というふうに言っておりますので、今後検討してください。

それでは、次に参ります。

質問順位 7 番、荒牧泰範議員。

○1 2 番（荒牧泰範君） 議席番号 1 2 番、荒牧です。

幼児期からの英語教育を望むということで、教育再生実行会議の提言を受けて、文部科学大臣が、英語教育は小学校 4 年生ぐらいからと発言されておりますが、マスコミなどのインタビューを受けた町の声は、1 年生からでもよいのではないかという意見もありました。

日本人の英語力はさまざまとり方があり、一概には言えませんが、留学・学術向けのトータル順位では、アジア圏 3 0 カ国中の最下位という結果もあります。特にリスニングレベルは低いと言われ、R と L の発音の違いはほとんどの生徒・児童が聞き分けられないそうです。

第 5 次総合計画で A L T 配置数を 2 名増員すると記されておりますが、英語をネイティブとする人から受ける教育は、早ければ早いほどよいそうです。そこで、町立幼稚園において本物の英語に触れる機会をつくり、幼少期から英語教育をして、グローバルな社会に対応できる人づくりをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

総合計画にある人口目標達成のために、子を持つ若い世代が居住地として選んでもらえるまちづくりの一環としても効果的と思われると思いますが、実現していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これは教育の観点からという意味じゃなくてまちづくりの観点からという意味で、町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 荒牧議員の御質問に答弁いたしますが、まちづくりの観点からという私への質問であったかと思いますが、教育委員会にちょっとつくっていただきましたので、少しずれているところは再質の中で調整をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

幼稚園教育は、幼児の特性を踏まえて、幼児の健やかな成長のために、適当な環境を通して行うことを基本としているわけでございまして、「幼児の主体的な活動」、「遊びを通しての指導」、「幼児1人1人の特性に応じた指導」の三つの点を重視して教育を行うこととしているわけでございます。

現在、町では1名のALTと2名のJTEに、ALTというのは、英語を母国語とする指導者、JTEというのは、日本人の英会話等を中心とした指導者を雇用いたしまして、小学校の外国語活動と中学校の外国語の授業の充実を図っているところでございます。中でも、外国人のALTは、小学校と中学校で外国語活動のアシスタントとしても活動していただいております。

今後は、ALTの増員も視野に入れながら、小中学校の外国語活動をさらに充実させるためのアシスタントとしての活用を図り、教育効果を上げたいと考えております。

また、国の第2期教育振興基本計画の四つのビジョンの一つに、「未来への飛躍を実現する人材の養成」が掲げられておりますが、ここで「グローバル人材等の育成」等について答申されているところでございます。町といたしましても、その提言を十分踏まえながら、英語教育を十分検討していかなければならないと考えております。

残りは再質でまた答弁いたします。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 再質の予定じゃなかったんですが、教育委員会の答弁よくわかりました。ただ、先ほど最後に申し上げましたように、まちづくりの観点、これからしますと、町長がおっしゃるように、サステイナブルなまちづくり、継続的なまちづくりという言い方をすると、入っておみえになる方に、例えば税制優遇しましょうとか、ローンの一部を負担しましょうなんていう、その場その場で、しかも特定の人にしか特典が得られないような政策じゃなくて、15年まだローンが残っているよではなくて、アパートに住んでいて、今から子づくりをするような安住の地を篠栗に求めるといふ人たちに選んでもらえるようなまちづくりとしては、絶対、英語教育というのはこれから先、必要だと。50年後、もしかしたら中国が大

国のまま世界を大きく牛耳ってたら中国語がメインになるのかもしれませんが、少なくとも今のところは特許にしても全て英語なんです。となると、皆さん若い世代というのは、英語の教育というものは望んでいらっしゃる、まだ高校、大学の入試についてもこれまで必要な授業がまだしばらく続くと思うんです。その意味から、必ず英語教育に重点を置いている町というのは、選ばれる町になり得るし、また人口流入を助長するものになると思うんですが、そのあたりは今後はまちづくりの観点から、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 教育的部分も絡んできますので、教育委員会から後からおしかりを受けるかもわかりませんが、まちづくりという観点からすれば、今、議員が御指摘いただいたような部分での町のカラーをつくるといいでしょうか、篠栗町ってこんなことをやっているんだな、素晴らしいことだなというものの一つとして取り入れていくには十分効果のある、そしてまた今、まさにお話がありました、アパートに住んでいるけど、やっぱりここにずっと住み続けようかな。じゃあこの篠栗の中でどこか家を探そうかなというふうに思ってくれる、いわゆる定住率の増加にも非常につながるいい提案であろうかと思っております。予算が伴う話ですから、どこまでどういうふうな形にできていくかわかりませんが、一つほかの自治体よりは一步でも先に行くような形での取り組みになるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 関連で今、町長も提言なされた予算の面なんです、教育長、ALTというのは、その名のとおりアシスタントラングージティーチャー、あくまでティーチャーで県費なんです、これを何かの方法で、例えば幼稚園に出向させるようなことというのは可能なんですか。そのあたりを教えてください。

○議長（今泉正敏君） 郡嶋教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 現在は1人のALTというようなことで先ほど説明があったんですけど、今、1人ではいっぱいなんです、小学校、中学校で。それで、2人の日本人助手もお願いしているんですけど、そういった意味で、ぜひALTを2人確保して、教育の充実を図りたいと、そんなところで総合計画に挙げたわけでございます。

以上です。

町全体の予算の範囲になりましょうから。

○議長（今泉正敏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

散会 午前 11 時 58 分

平成25年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月14日(採決)

平成25年 第2回 定例会 会議録

日時 平成25年6月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について〕

本議案は、津波黒地区水路改修事業及び福岡地区水道事業団に対する出資事業が、年度内に完了することが困難となったことに伴い、翌年度に繰り越す必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正の内容は、繰越明許費補正につきまして、津波黒地区水路改修事業1,940万円を追加し、福岡地区水道企業団出資事業6万7,000円を増額し、472万9,000円に変更したものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第25号

専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主なものとして、一つ目は、個人住民税における住宅ローン控除の拡充・延長が行われました。

消費税率引き上げに伴う影響を平準化し、緩和する観点から、特例的な措置として、個人住民税における住宅ローン控除を平成26年から平成29年末まで4年間延長するとともに、所得税の住宅ローン控除の適用者で平成26年から平成29年までの入居者について、所得税から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除できるものであり、平成27年1月1日から施行するものであります。

二つ目は、延滞金等の利率の見直しであります。

国税の見直し及び現在の低金利の状況に合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を14.6%を9.3%に、4.3%を3.0%に、還付加算金4.3%を2.0%に、平成26年1月1日から引き下げるものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、国民健康保険から後期高齢者医療への移行で、単身世帯と

なる世帯について、5年間の世帯平等割が2分の1軽減されている措置について軽減割合を4分の1とし、さらに3年間延長するものです。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。ただし、附則第16項の改正規定は平成26年1月1日から施行され、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、緊急の事態が生じた際の柔軟な消防団組織運営を可能にするため、当該条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例について、平成25年4月1日に専決処分

をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、消防団員の定員総数260人の範囲内で、副団長、分団長、班長及び団員の定員数を変更できるようにしたものです。

審査の中で、副団長の定員数の変更は理解できるが、分団長・班長・団員の定員数まで変更する必要があるのかという質疑に対し、執行部からは、大変まれなケースではあるが、震災などの非常時に団員の一部が行方不明になって生存確認できない状況の中で、代行という形で発令するよりも、条例にのっとった運用を行いたいという思いからの条例改正であるとの回答がなされました。

また、歳出予算の変更を伴う条例制定に問題はないのかという質疑に対しては、既定の予算額から支出するので、不足分については改めて補正予算を組むという回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）〔平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について〕

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足等により、平成 24 年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成 25 年度の歳入を繰り上げて措置するため前年度繰上充用金 8,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 9,539 万 1,000 円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第 6、議案第 29 号、篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 29 号

篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が平成 24 年 5 月 11 日に公布され、平成 25 年 4 月 13 日から施行されたことに伴い、篠栗町新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延し、かつこれにかかった場合の症状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について定められています。市町村は、同法第 37 条（準用）において準用する法第 26 条（条例への委任）及び法第 34 条（市町村対策本部の設置及び所掌事務）により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村行動計画で定めるところにより、市町村対策本部を設置しなければならないとされています。

条例案では、同法に基づき篠栗町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する趣旨、組織体制、会議、部、委任等について定めることとされています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

委員会審議では、新型の判断はどこまでを想定されているのか、学級閉鎖は、24 年度はどのくらいあったか、何回あったかとの質疑がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、荒牧泰範議員。

○12 番（荒牧泰範君） 今、委員長からる趣旨から委任までの、その権限というのはどのあたりまでなのか教えてもらえますかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 権限って何ですかね、範囲のことですか。権限って、もうちょっと具体的に言ってもらえませんか。

- 議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。
- 12番（荒牧泰範君） 例えば、今、おっしゃった学級閉鎖にしる、どのあたりの拘束力を持てるだけの権限を持っているのかということをお尋ねしたいんですが。
- 議長（今泉正敏君） この対策本部の権限ということですか。
- 委員長、どうぞ。
- 文教厚生委員長（後藤百合子君） 審査のときにはそういう質疑はありませんでした。
- 議長（今泉正敏君） せっかくですので、今、担当課長、わかりますか。対策本部にどの程度までの権限がある、その権限の範囲。
- 健康課長、どうぞ。
- 健康課長（黒瀬英三君） 健康課長です。
- 権限と範囲という分につきましては、まずその前のことになりますけれども、設置をする場合においては、糟屋管内保健所のほうで、まず新型インフルエンザ対策等連絡協議会及び危機管理の協議会がございます。郡内発生は広域的に発生するものとなっておりますので、そのあたり、協議会そのものを受けて町は設置するというような形の運びになろうかと思っております。
- 以上です。
- 議長（今泉正敏君） ということは、対策本部には何ら余り権限はないということですか。いわゆる上部が町に対して本部をつくりなさいというふうになるんですかね、流れとは。
- 健康課長（黒瀬英三君） 本部設置につきましては、町の判断になろうかと思えますけれども、判断の基準とするのは、県内の状況並びに糟屋保健所等の会議等の状況に応じ、町が判断し、設置本部をつくるというような形になろうかと思えます。
- 議長（今泉正敏君） 質問の意図にそぐいますかね。
- 町長、どうぞ。
- 町長（三浦 正君） 設置することについては、今、担当課長が申しあげましたように、私が本部長になろうかと思えますけれども、そのときは判断でするわけですが、細かい指示につきましては、保健所の指導に基づいてやっていくわけで、例えば、私がいろんな対応をするための権限をみずから有しているという認識はありません。細かいところは保健所と協議しながらという形になって、それに基づいた指示をしていくことになろうかと思えます。具体的なところは、もう少し詳しく保健所から聞いて、また御報告したいと思えます。

○議長（今泉正敏君） ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号、篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第30号

篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

本議案は、篠栗町葬祭場4階展望場を安置室として使用するための利用料金を定めるため、この条例を制定するものであります。

条例の内容としましては、部屋区別に利用料を定めている別表に4階展望場を安置室として利用する項目を加え、その利用料を2万円と定めたものです。

これは、篠栗町葬祭場の指定管理者である篠栗町社会福祉協議会より、近年、葬儀を行わず、1日、御遺体を安置して、火葬のみを行う町民の方が多くなってきているが、篠栗町葬祭場には、御遺体を一時お預かりする部屋が設定されておらず、御要望に対応できない状況であるとの相談があったことから、この要望に応えるために、4階展望場を安置室として利用できるようにするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

審査の中で、直葬は民間では幾らぐらいか、昨年度の各葬儀室の利用状況などの質疑が出ております。ほかには、民間のような経営感覚を持って、PRもしっかりやって事業を行っていただきたいとの要望が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第31号、糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第31号

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の変更について

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴い、当該組合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和20年法律第67号）286条第1項並びに290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

規約案では、組合の議会の議員の定数は7人とし、関係市町からそれぞれ1人を選出すること、また組合の経費は、組合の財産から生じる収入その他の組合の収入をもって充て、不足することきは関係市町が均等に負担するとされています。現行の組合の議会の議員の定数は11人で、その内訳は、構成市町のうち篠栗町、福岡市、久山町、粕屋町は各2人、宇美町、志免町、須恵町は各1人となっており、また組合の経費の負担割合は、その議員の定数に呼応するものであります。よって、当該組合の運営において、構成市町の公平性を期すことを予定しています。

また、当該規約の改正においては、地方自治法（昭和20年法律第67号）28

6条第1項の規定により、県知事の許可を受けなければならないことから、福岡県知事の許可のあった日から施行するものであります。

審査の中で、財産組合が解散したときの財産の権利はどうかという質疑が出され、執行部からは、これまでの慣例でいうと、財産に対する権利は、新しく組織する自治体の数に均等に対応される見込みであるとの回答がなされました。

また、財産組合全体の面積、そのうち本町の面積がどれくらいか、財産組合の財産目録の閲覧が可能かという質疑に対し、財産組合全体の面積は約450ヘクタール、うち本町の面積が約200ヘクタール、財産目録の閲覧は可能であるとの回答がなされました。

また、今回の負担割合の変更により、毎年の負担金が軽減する他市町の考えはどうかという質疑に対し、財産組合の議会や運営協議会の中では、表立っては出てきておりません。また、負担金が増額する町においては、環境を大事にするということで、負担増についての受け入れに理解を示しているとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まず反対討論の方から参ります。

反対討論のある方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の定数及び経費の負担割合を変更するに伴い、同組合規約を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

現在までの同財産組合の議員定数は11名で、篠栗町、久山町、粕屋町及び福岡市が各2名、志免町、宇美町及び須恵町が各1名で、議員数の比率で負担金及び同組合が有する450ヘクタールの財産配分が決定されております。つまり篠栗町は、

11分の2の負担と同時に、同じ率の財産権を所有していることになりませんが、今回の規約改正で、経費の負担が11分の2から7分の1と軽減される反面、財産権も同じ割合に削減されるであろうとのことであります。

総じて説明いたしますと、現在、我が町の負担金は年340万円ですが、これが改正後267万1,000円強になり、72万9,000円削減されることになりませんが、同時に、組合が保有する450ヘクタールの山林の価値が同じであると仮定した場合、今までの我が町の配分面積が81.8ヘクタールであったものが、規約改正で450ヘクタールの7分の1の64.3ヘクタールになり、17.5ヘクタール、町の財産が失われることになり、町の財産が失われるのを議会人として容認することは到底できません。したがって、本議案に反対をいたします。

また、財産権をどのようにするかを議論することなく、同組合は規約改正を行おうとしているようでございます。財産権を明確にしないまま規約を改正すれば、将来に禍根を残すことは明白であります。このことも反対の理由であります。財産組合議会での議論が不十分であったことは否めません。したがって、同組合で再度、徹底した議論をされることを強く要望し、反対討論を終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第32号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第32号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5,514万6,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89 億 3,331 万 2,000 円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税 750 万 8,000 円を、県支出金のうち介護基盤緊急整備補助金 163 万 8,000 円を、繰入金のうち公共施設等整備基金繰入金 4,600 万円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、民生費において、介護基盤緊急整備補助金 163 万 8,000 円の増額、土木費において、中町津波黒線工事費及び移転補償費 5,370 万円の増額、教育費において、保健体育総務費臨時賃金 46 万 2,000 円の増額、人事異動等による人件費 1,133 万 3,000 円の増額、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金 665 万 9,000 円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金 532 万 8,000 円の減額です。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 33 号、平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 33 号

平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 665 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 8,873 万 2,000 円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 34 号、平成 25 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 34 号

平成 25 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 532 万 8,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,879万2,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第35号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第35号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,810万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされています

ので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第36号、平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第36号

平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について

本議案は、人事異動に伴い、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費658万1,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額の支出において5億548万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので、常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成25年第2回定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。専決処分の承認5件、条例の制定2件、規約の変更1件、補正予算5件の、上程いたしました13議案全てにつきまして可決いただきましたことに感謝申し上げます。

いよいよ第5次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの道標」を5年計画でスタートいたしました。私は、総合計画はその実行の過程こそ大変重要であり、当然、毎年その進捗状況をチェックしながら計画を実行していくべきものと考えております。

第5次総合計画は七つの基本目標を掲げ、その中で22の重点施策を実施することとしておりますが、わずか5年という期間の中での計画でございます。それぞれの目標に向かって毎日を無駄にしないように取り組んでいかなければ、全体目標の達成はおぼつきません。行政みずからが進捗状況をチェックするにとどまらず、議会に対しましても、毎年度の中間と終わりには進捗状況を報告するとともに、住民の皆様にも、「広報ささぐり」やホームページ上でお知らせしたいと思っております。そうした中で、議員の皆様からも、各項目の実行に当たっての建設的な御意見をお聞きすることができればありがたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、精神科医で、テレビやラジオで「心の持ち方」などについて、優しい語り口で人気のある名越康文先生とゆっくりお話をする機会を得ました。先生には、ことしの9月28日に予定しております森林セラピー基地オープン3周年記念イベントで御講演をいただく予定にしており、その打ち合わせでございました。

先生は、弘法大師空海に大変造詣が深く、空海ゆかりの篠栗の地を大変気に入っていただいております。先生御自身の勉強会を篠栗で行われたり、各地の講演の際にも篠栗のことを話していただいております。

先生がおっしゃるには、「弘法大師が確立した日本密教の世界観というのは、単に宗教の枠を超えて、日本の山々と森が持つ大自然、日本人の知性、科学技術、経済活動、その全体を融合する精神的世界観である。そのスピリチュアルスポットとしての篠栗の存在感は、あなた方が想像している以上に大きなものにとらえている。21世紀の混迷の時代、人々が心を削りながら生きている現代社会において、この篠栗のような地でしばしの時間を過ごし、心静かに自分を見詰めて瞑想にふける。

そして、リフレッシュした気持ちで新たな毎日に向かう、こうした生き方こそがこれからの社会の中で求められているのではないか」とのお話でございました。

霊峰若杉山やお遍路を初め、町の三方を取り囲む山々や田畑とともに営まれてきた長年にわたる篠栗の文化こそ、これから篠栗町がその個性を発揮する原点であり、これから先も大切に育んでいかなければならない財産であることを改めて認識した次第であります。これからも先生との交流を通じて、さらに篠栗らしさを学び、広げていきたいと考えております。

たびたび申し上げますが、今は時代の転換点であります。文明の転換点とも言われております。こうした足場のしっかりとしない不安定な時代だからこそ、私は、落ちついて舵を切りながら、皆様とともに、この21世紀前半を乗り越えていかなければならないと考えております。

自治の本質であります「自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手で」の気持ちを片時も忘れることなく、繰り返し説いていきながら、住民の皆さんが主体性を持って汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じるようなまちづくりの実現に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、平成25年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第2回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時44分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
